

## 第27回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和3年7月2日(金) 午後1時30分 ～ 午後3時42分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 坂本 理一 委員 8番 廣瀬 幸治 委員

②第2 報告第 59号 農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)  
 議案第 126号 農振法第13条の規定による変更承認について(除外)  
 議案第 127号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 128号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
 議案第 129号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 130号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
 について  
 報告第 60号 非農地証明願について

### 6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 莊子
局長補佐	高田 浩平	書記	植松 優太

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・中牟田・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡	木下 一喜	
小舟津・犬王袋・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	藤家 豊次郎	
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平	熊谷 勉	
南川・筒口・大殿分・貝瀬・土穴・本城	山口 茂喜	
川内・山浦・白鳥尾・中木庭・山浦開拓・番在開拓	有森 徹	

## 7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から第27回農業委員会定例総会を開きます。開催の前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全委員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。7番坂本委員と8番廣瀬委員にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行について4点いつもの注意をいたします。1点目です。各自意見・質問等をされる場合は、必ず挙手をして、議長の指名があった後に、自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するこのみを簡潔にお願いいたします。2点目、審議に入りますからの私語は禁止とさせていただきます。3点目です。この会場内は禁煙です。市役所自体が禁煙となっています。喫煙場所は隣の建物のこちら側の会談にございますので、休憩時間をお願いいたします。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときは、特に指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受ける場合もありますので、ご注意をお願い致します。以上については個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力ください。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めましてこんにちは。梅雨でございますが、ずっと天気が続いております。農業では田植えが何処でも終わって、いよいよ大豆の播き方に移っている頃ではないかと思っておりますが、明日から大雨になるという予報です。これからが本当の梅雨になりそうですので、逆の面で心配になりそうです。昨日までは風も吹いて(農作業をするのには)まあ良かったのですが、今日はいよいよ暑さになっていますので、今日の総会は短時間で終わりたいと思っております。</p> <p>この前まで麦の収穫があっていましたが、テレビ等で麦がだぶついているという報道と小麦粉の価格が上がるという話が流れていました。一方では余って困っていると言いながら、小麦は外国産が主体であることから小麦粉のように粉にする(手間をかける)と高くなるという話で、価格が上がることは関連しているということのようですが、何か辻褄が合わない話でして、こういう時こそ農政活動をしっかりやって頑張らないといけないと思っておりますが、何の声も上がっていないのが心配です。コロナが全然落ち着きませんが、オリンピックが今月の23日に開幕します。予断を許さない状況にあります。ワクチン接種も少しずつ進んでいるようですが、皆さんは済まされたでしょうか。(2回接種された方を数名確認。)2回目を接種した後が大変だと聞いています。接種した日と次の日くらいまでは用心をしていただきたいと思います。</p> <p>後だって写真を回覧しますが、先般からお繋ぎをしていました放牧事業がいよいよ工事が始まりました。一挙に工事が進んでいますので、ドローンで空撮した現況の写真を回しますので、確認をお願いします。それと農業会議から農地パトロールのポロシャツを作らないかという文書が来ています。この夏の調査の際に作って着てみたらどうかと思っておりますので、これも回覧したいと思います。後で皆さんからの意見をお伺いしたいと思います。今日は案件が多くなっていますので、早速ですけれども始めさせていただきます。最後までしっかりご意見を賜りますようお願いをして挨拶に代えさせていただきます。今日は最適化推進委員さんもたくさんお見えいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは早速ではございますが、審議に入って行きたいと思っております。報告第59号「農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)」の説明を農林水産課農政係からお願いします。</p>

農林水産課 農政係	<p>報告第59号の報告をさせていただきます。議案書は1頁、位置図も1頁をご覧ください。申請地は〇〇字〇〇〇〇番地〇の一部で、地目は田、面積は366平米のうち130.5平米を変更されています。場所は県道奥山鹿島線沿いで、〇〇公民館より少し上になります。変更の目的はトラクターなどを収納する農業用倉庫です。関係者の同意として、隣接農地の所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございまして、補助金返還の確約書が提出されております。軽微な変更の理由でございまして、申請者は〇〇集落で農業を営んでおられて、農業用倉庫が手狭となったために新たに建設するためであります。既に5月28日に鹿島市公告第17号で公告いたしまして、6月7日付けで県へ報告し、6月14日付けで申請人へ軽微な変更の許可について通知を行ったところでございます。このあと農業委員会へ農地転用の手続きがされるものと思っております。以上で報告第59号の説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>今説明があったとおりでございますけれども、担当委員から何か補足などはございませんか。</p>
担当委員	<p>現地調査に行っていた方はお分かりだと思いますが、申請地は昨年の大雨での災害と言いますか、裏の山から水が流れて来て、石や岩も落ちてきていてゴロゴロしていますので、今の状況では農地としては使用できないようになっています。その裏山の所有者からは小屋を建てるのであれば、山の木材を提供するという申出もあっているようです。申請者の方はこの度新しくコンバインを購入されていて、知り合いに預けられています。</p>
議 長	<p>皆さんから質問・意見はございませんか。</p>
11番委員	<p>農地区分が空白になっていますが、1種農地でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。圃場整備がされていますから、第1種農地です。</p>
議 長	<p>他に何かございませんでしょうか。1種農地ですけど、先程担当委員からもあったように、災害で仕方がないかなと思われまます。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは、これで報告第59号を終わります。 次に進みます。議案に入ります。議案第126号の「農振法第13条の規定による変更申請について(除外)」に入ります。説明を農政係からお願いします。</p>
農林水産課 農政係	<p>今回は、鹿島市農業振興整備計画のうち農用地区域の変更の案件として農振法第13条の規定により農振除外の案件が10件ございます。 始めに1件訂正がございまして、議案書の2頁をお開きください。番号4の申請人が〇〇〇さんとなっておりますが、〇〇さんは既に亡くなられていたそうです。そのため奥さんが相続されていますので、ここを〇〇〇〇さんに訂正をお願いします。 それでは申請についてご説明いたします。議案書は2頁、位置図も2頁、本日お配りした資料は1頁の平面図をご覧ください。番号の1ですが、申請地は〇〇字〇〇〇〇番地〇の畑です。面積は169平米、場所は〇〇区の〇〇付近から〇〇方面へ登って行く途中になります。申請人及び所有者は〇〇〇〇さん、〇〇区の方です。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございまして、農地区分は2種農地となります。佐賀県農業協同組合からの同意も既に出ており、同意するとなっております。周囲の状況ですが、北と南に農地、東に申請者所有の農地、西側に道路となっております。申請の理由としては、当該地は最低限度の維持管理を行っていたところ、〇〇区から防火水槽の適地として土地提供の依頼があり、今後農地として活用する見込みもなかったため、今回必要な面積を除外するものになります。 続いて番号の2に移ります。議案書はそのままで位置図は3頁、本日お配りした資料は2頁をお開きください。申請者は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇の畑です。面積は</p>

3,233 平米、場所は〇〇農園付近になります。申請人は所有者である〇〇〇〇さん及び、施工業者の〇〇〇〇〇〇です。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございませう。農地区分は2種農地となります。佐賀県農業協同組合からの同意も既に出ており、同意するとなつています。周囲の状況ですが、北・南・東に農地、西に自宅となつています。申請の理由としては、当該申請地は第三者が耕作されていたのですが、2～3年前から体調を崩され耕作できずに荒廃農地となり、今後も農地としての利用が見込めないことから、今回所有者から申請があり太陽光発電装置設置のために必要な面積を除外するものでございませう。2については以上です。

続いて、位置図は4頁で、資料は3頁をお開きください。番号3でございませう。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地、〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地の畑7筆で、面積は全部で2,402平米になります。場所は〇〇農園付近で、番号2であった申請地付近になります。申請人は所有者である〇〇〇〇さん及び施工業者の〇〇〇〇〇〇です。関係者の同意として隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございませう。農地区分は2種農地で、佐賀県農業協同組合からの同意も既に出ており、同意するとなつています。周囲の状況ですが、北側に農地、東と西側に農道を挟んだ農地、南側に農地となつています。申請の理由としては2～3年程前から体調を崩し、耕作ができず最低限度の維持管理のみとなつており、今後も農地としての利用が見込めない状況から所有者から申請があったため、今回太陽光発電装置設置のために必要な面積を除外するものです。3番については以上です。

続いて番号4ですが、位置図は5頁で、資料は4頁をお開きください。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇。地目は畑で、面積は4,864平米になつています。申請人は所有者の〇〇〇〇さん及び施工業者の〇〇〇〇〇〇です。関係者の同意として隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員の同意があります。農地区分は2種農地となつており、佐賀県農業協同組合からの意見書も既に出ており、同意するとなつています。周囲の状況ですが、北側は道路、南側は自身の農地、東側も道路、西側は農道となつています。申請の理由としては、耕作していた第三者が耕作できなくなり、荒廃農地となつており、今後も農地として活用する見込みがないため、太陽光発電装置設置のために必要な面積を除外するものです。4番については以上です。

続いて番号5です。位置図は6頁、資料は5頁をお開きください。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、〇〇番地の2筆の畑です。面積は2筆合わせて865平米、場所は〇〇集落内のJR長崎本線沿いの自宅付近になります。変更の目的は太陽光発電設置のためであり、申請人は〇〇〇〇さん及び施工業者の〇〇〇〇〇〇です。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意があります。農地区分は2種農地になります。佐賀県農業協同組合からの同意も既に出ており、同意するとなつています。周囲の状況ですが、北と南側には農地、東側は道路、西側に自身の農地となつています。申請の理由としては、2年ほど前から耕作はなされておらず、維持管理も困難になり、荒廃農地となつてしまったため、今後も農地としての活用が見込めないことから、太陽光発電装置設置のために必要な面積を除外するものです。5番については以上です。

続いて番号6です。位置図は7頁、資料は6頁をお開きください。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番地。地目は田で、面積は1,342平米です。場所は〇〇公民館付近になります。変更の目的は太陽光発電設置のためであり、申請人は所有者の〇〇〇〇さん及び施工業者の〇〇〇〇〇〇です。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございませう。農地区分は2種農地になります。佐賀県農業協同組合からの意見書も既に出ており、同意するとなつています。周囲の状況ですが、北側に農道、南側に自宅、東に農地、西側に山林となつています。申請

の理由についてですが、当該申請地は西側が斜面に面していることもあり雨水等が流れ込むため耕作が難しいとのことで、2～3年前から耕作がなされておりません。また、鳥獣被害にも悩まされており、今後農地としての活用が難しいということで所有者からの申請があり、今回計画に必要な面積を除外するものであります。なお、多面的直接支払交付金の対象農地であるため、補助金返還の確約書が提出されております。6番については以上です。

続いて番号7です。位置図は8頁、資料は7頁をお開きください。申請地は〇〇字〇〇〇〇番地〇、〇〇番地〇の2筆の畑になります。面積は合わせて2,298平米になります。場所は〇〇区の先に〇〇方面と〇〇方面の分かれ道付近になります。申請者は所有者である〇〇〇〇さんと施工業者です。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意があります。農地区分は2種農地になります。佐賀県農業協同組合からの意見書も既に出ており、同意するとなっています。周囲の状況ですが、東側が道路、それ以外の3方向はすべて農地ですが耕作放棄地となっています。申請の理由ですが、当該地は10年以上耕作されておらず荒廃農地となっており、今後も農地としての活用が見込めないことから、太陽光発電装置設置のために必要な面積を除外するものです。7番については以上です。

続いて番号8です。位置図は9頁、資料は8頁をお開きください。申請地は〇〇字〇〇〇〇番地〇〇の一部で、地目は畑です。面積は3,711平米のうち1,196平米です。場所は〇〇堤付近で〇〇重機の資材置場付近になります。申請人は所有者の〇〇〇〇さんと施工業者です。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員の同意がございします。農地区分は2種農地で、佐賀県農業協同組合からの意見書も既に出ており、同意するとなっています。周囲の状況ですが、北側が農地、南側は雑種地、東と西側は道路となっています。申請の理由ですが、当該申請地の大半は現在も第三者により耕作されておりますが、一部長年荒廃農地となっている箇所があり、その箇所については今後も農地として活用する見込みがないため、今回太陽光発電装置設置に必要な面積を除外するものです。8番については以上です。

続いて番号9です。位置図は10頁、資料は9頁をお開きください。申請地は〇〇字〇〇〇〇番地〇。地目は畑です。面積は1,466平米です。申請人は所有者である〇〇〇〇さんと施工業者の〇〇〇〇です。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございします。農地区分は2種農地で、佐賀県農業協同組合からの意見書も既に出ており、同意するとなっています。周囲の状況ですが、北側は農地で、先程説明しました7番の農地です。東側は道路で、西と南側は耕作放棄地となっています。申請の理由ですが、当該地は所有者が相続したものの耕作放棄地となっており、今後も農地として活用する見込みがないため、今回太陽光発電装置設置のために必要な面積を除外するものです。9番については以上です。

次は最後になります。番号10です。議案書は3頁、位置図は11頁、資料は10頁をお開きください。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、〇〇番地〇の田2筆で、面積は738平米になります。場所は県道〇〇〇〇線から〇〇川沿いに進んだ〇〇橋付近になります。申請人は所有者の代表相続人である〇〇〇〇さんです。ほかに相続人が3名いらっしゃいますが、3人それぞれから委任状が提出されています。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意も出ており、農地区分は2種農地になります。佐賀県農業協同組合からの意見書も既に出されており、同意するとなっています。周囲の状況ですが、北側は原野、南側に道路、東側は河川、西側は水路を挟んで道路になっています。申請の理由ですが、所有者が亡くなられ現在は荒廃農地となっており、今後も農地としての活用は難しいということから植林に必要な面積を除外するものです。なお、既に植林がなされておりますので、始末書が提出されています。始末書を読み上げます。

	(始末書の読み上げ) 以上10件につきまして、ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	10件の説明がありました。それぞれ現地調査報告を担当委員にお聞ひいたします。1番の防火水槽についてお願ひします。
担当委員	申請地は〇〇区の〇〇地区という山間部です。現在8戸の家がありまして、防火用の施設として防火水槽があった方が良くということになって、このために申請人の方が土地を提供されるようです。
議 長	地区での話し合いがあつて、決まったのでしょうか。
担当委員	防火施設については以前から要望があつていたのですが、この地区の水道施設の更新事業があつていまして、これと併せて防火水槽も作った方が良くのではないかとこととして、場所についてはこの地区の話し合いで決まったと聞いています。
議 長	地区で話し合つて場所を決められているようです。また、水道施設の補助事業が行われるタイミングで(防火水槽の)設置をされるようです。 何か質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。採決されました。 続いて2番の太陽光発電です。担当委員の現地調査報告をお願ひします。
担当委員	申請地は〇〇〇という集落です。申請人の方はこの出身ですが、今は〇〇〇〇の集落に移転されています。元々あった家の周りで太陽光発電をしたいということです。この周辺の農地はほとんど耕作されていません。少し離れればミカンを作られています。
議 長	ここは元々ミカン園ですか。
担当委員	そうです。ミカン園でした。そのような状況です。 3番もこのすぐそばで私の担当ですので、ここで報告します。2番の申請地から道を挟んで北側が3番の申請地になりますが、ここも同じような状況となっています。
議 長	2番と3番の申請者の姓は同じですが、親戚ですか。
担当委員	同じ〇〇〇〇地区の出身ではありますが、親戚かどうかは分かりません。
議 長	2番と3番は極々近い所であつて、周囲を含めて耕作はされていないということです。何か質問や意見はございませんか。
2番委員	太陽光発電へ転用されると荒廃農地が無くなるという良い面と数十年後に老朽化した後はどうなるのか。最終的にはどうなるのでしょうか。
事務局	恐らく用地は業者が買取られることになると思いますので、業者によって管理されることとなります。
5番委員	太陽光発電を設置した後の雨水の排水はどうなるのでしょうか。
事務局	2番は西側は道を挟んで水路がありますので、ここに排水されます。3番は隣接して西側から北側に水路があり、ここに排水される計画のようです。
5番委員	最近線状降水帯による大雨とかあり災害に繋がりますので、側溝や水路の容量についても示してもらいたいと思います。
議 長	2番と3番については水路の排水能力について確認をしておいてください。2番は住んではおられませんが、家屋があつて、そちらに流れていくようになっていますので、よろしくお願ひします。他にはありませんか。 無いようですので、採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、採決されました。 3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成です。採決されました。 4番について担当委員の現地調査報告をお願ひします。

担当委員	ここは北側に隣接して民家があります。その家の弟さんが昨年までは玉ネギを作られていましたが、今年からは手が回らないために作られていません。面積的には結構広い畑です。
議長	現地確認に行ったのですが、仕方がないかなという気はしました。何か質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成です。採決されました。 5番について担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは〇〇地区の山の上になります。周辺は耕作をされている所もあります。面積的には1反ありませんので、耕作を頼むにも難しくなっています。
議長	申請人の〇〇さん自身は農業をされていないのですか。
担当委員	農地は持っておられますが、営農はされていません。
議長	皆さんから何か質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。5番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成です。採決されました。 6番について担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは〇〇地区で、この付近は用水路と排水路を分離する工事が終わりました。自宅の北側に隣接していますが、傾斜地になっていて大雨になれば土砂が田んぼに入って来ています。溝はあるのですが、それを越えて土砂が流入しています。面積的にも1枚で広くて良い所です。この前話を聞いたのですが、数年前から太陽光発電の業者が来られていて、最近現実的になったそうです。申請者の方はイチゴをしながら、田んぼを1町6反程作られています。イチゴをしながら、田んぼを作るのは大変だということです。後継者もないので、面積を減らしたいとのことでした。周囲に太陽光発電が広がっていくのではと尋ねたところ、ここが採算の面で最後だと答えられました。
議長	備考の欄に多目的機能支払交付金となっていますが、返還されるのですか。
農林水産課 農政係	補助金返還の確約書を提出されています。
議長	皆さんから何か質問・意見はございませんか。
2番委員	採算が取れないから、太陽光発電はこれで終わりと言いながら広がってきています。本当にここで終わるのでしょうか。それとこの辺りは圃場の形が整っていますが、圃場整備がされているのではないですか。
事務局	売電価格が高い権利をまだ持っておられるのではないのでしょうか。売電価格の確認をしたいと思います。 確かにここは田んぼの形が整っていますが、昭和の頃に自力で圃場整備をされたと聞いています。ただ、湿田で裏作が出来ないので、最近用水と排水を分離するための工事が国県市から補助を受けて終わったばかりです。
議長	他に質問・意見はありませんか。無いようですので採決しますが、理由はもう少し整理をしてください。ここは荒廃している他の所とは違って、農地として利用できますので、ただ(申請を)拒む理由もありません。それと採算のことも調べておいてください。それでは賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により採決されました。 7番について担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	7番と8番は所有者が同一人物ですので、纏めて報告します。所有者の方には後継者が

	おられません。7番の方は2筆全てが荒廃しています。8番は一部を第3者に耕作依頼されていますが、残りが荒廃しています。荒廃している所を太陽光発電にお願いしたということです。
議長	元々ここはミカン園で、もう何年も作られてない状況でしたか。
担当委員	作られなくなってもう何年でしょうか。雑木が生えています。
議長	申請人の〇〇さんは何処にお住まいですか。
農林水産課 農政係	〇〇区です。
議長	皆さんから何か質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。 それでは採決します。7番に賛成される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により採決されました。 8番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により採決されました。 9番について担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	9番は7番と隣接しています。所有者は違いますが、7番と同様に荒廃していますし、後継者もおられません。
議長	皆さんから何か質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。 それでは採決します。9番に賛成される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により採決されました。 10番について担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は河川と山に囲まれているような所にあります。周囲の農地も荒廃してしまっていて、所有者は高齢で管理も出来ないのでもクヌギを植えたいとのこと。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。 採決します。賛成される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により採決されました。これで農振除外の案件は終了しました。農政係の〇〇さん、ありがとうございました。 (農林水産課農政担当者、退出)
議長	次の案件に移っていきたいと思います。議案第127号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の4頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の12頁も併せてご覧ください。ここは今年3月の総会において農振除外の審議をしていただいています。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目は畑で現況地目は樹園地となっています。登記面積は3,839平米です。譲受人は〇〇都〇〇区の〇〇〇〇さん60歳、〇〇の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、飲食業の方です。転用の目的は太陽光発電装置となっています。施設の概要は太陽光発電装置パネルが360枚で944.64平米、通路ほか2,894.36平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は山林と畑、西は道を挟んで宅地と雑種地、南は道を挟んで畑、北は山林となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。里道占用許可申請が都市建設課に出されています。譲渡人から始末書の提出があります。説明は以上です。



議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	里道占用が都市建設課に申請されていますが、その内容はどうなっていますか。
事務局	申請地は傾斜があるので雨水排水のためのU字溝を西側の里道に設置されますので、そのための占用申請となっています。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は〇〇不動産が〇〇地区に大規模な太陽光発電の申請をされた所から少し横断林道の方へ登った所に〇〇牧場と〇〇牧場の堆肥センターがありますが、〇〇牧場の裏側になります。申請地の東に山林があつて、日当たりが悪い部分もあるため、面積がかなり広くなっています。有効活用という点からどうなのか分かりません。周囲には特に問題となるようなことはありません。雨水の対策はU字溝を設置されます。以上です。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。
2番委員	譲受人の方の職業は〇〇と説明がありましたが、このような方がされてもいいのでしょうか。
議長	投資の一環として、太陽光発電をされるということですので問題はありません。他に質問や意見はございませんか。無いようですので、採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により処理いたします。 2番の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。説明資料は同じく3頁、位置図は13頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地になっています。登記面積は476平米です。譲受人は〇〇区の再生エネルギー業株式会社〇〇の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん69歳、農業の方です。転用目的は太陽光発電装置となっています。その概要は太陽光発電装置パネル48枚、78.56平米と通路ほかが397.44平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と南は水路を挟んで原野となっていますが、既に太陽光発電装置が設置されています。西は道路(市道)、北は畑ですが、太陽光発電装置に転用されています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。
議長	この北側には太陽光発電装置が設置済み又は設置中が広がっている所です。何度となく現地確認にも行っています。担当委員から現地調査報告をお願いします。
担当委員	今、会長さんからあつた通りです。譲渡人の方と譲受人の方はこれまでこの地区での太陽光発電の申請の件では仲が良くなかったのですが、和解されて良好な仲になられていますので、今回の申請となっているようです。以上です。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。無いようですので、採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可相当として処理いたします。 3番の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明します。位置図は14頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は142平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん55歳、会社員の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん85歳、無職の方です。お二人の関係は親子です。転用の目的は車庫・倉庫となっています。その概要は車庫兼倉庫1棟、49.68平米と進入路ほか92.32平米となっています。農地区分ですが、ここ付近は昭和37年の災害復旧で整備されていますので1種農地です。周囲の状況ですが、東は水路を挟んで田、西は道路(県道)、南は水路を挟んで道路・宅地、北は田となっています。備

	考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっていますが、譲渡人の方から始末書が提出されています。番号3の説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は〇〇のバス停付近にありまして、現在4間×2.5間位のプレパブの倉庫が県道側に建っています。奥の東側の部分は畑のような状況で、菊とか紫陽花が植えてあります。東側の隣接は水路があって何も作られていない田、西側は県道、南側は水路があって道(里道か市道か不明)があって宅地、北側は消防車庫があって、草をきれいに払ってある状態の田となっています。以上です。
議長	担当の推進委員から何か補足等はありませんか。
担当推進委員	補足はありません。
議長	皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可相当として取り扱います。 4番の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明します。位置図は15頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく〇〇番地〇でございます。2筆共に登記地目は畑で、現況地目樹園地になっています。登記面積は288平米と204平米です。譲受人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん49歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん82歳、無職の方と〇〇市の〇〇〇〇さん76歳、無職の方です。転用目的は一般住宅となっています。その概要は居宅1棟、104.50平米と4台分の駐車場72平米と進入路ほかが315.50平米になっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は雑種地、西は道路(市道)、南は宅地、北は畑になっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで条件なしとなっています。こちらは公共下水道区域になっています。説明は以上ですが、本日お渡しした資料の14頁に居宅と駐車場の配置図が記載されていますのでご参照ください。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は旧〇〇の横にある市道を登った所になります。この周辺は最近宅地化が進んでいまして、先程、事務局の説明では北側は畑とありましたが、農地転用の申請があっており、一般住宅が立っています。以上です。
議長	担当の推進委員から何か補足等はありませんか。
担当推進委員	特に問題はないと思います。
議長	担当の委員さんからあったようにこの周辺は宅地化が進んでいる所です。特段問題はないと思っておりますが、何か皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。 5番の説明をお願いします。
事務局	番号5について説明します。説明資料は5頁、位置図は16頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく〇〇番地と同じく〇〇番地でございます。3筆共に登記地目・現況地目共に田になっています。登記面積はそれぞれ1,316

	<p>平米と 527 平米と 751 平米となっていて、3 筆合計で 2,594 平米になります。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん 64 歳、不動産業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん 84 歳、無職の方と同じく〇〇区の〇〇〇〇さん 87 歳、会社員の方です。転用目的は宅地分譲となっています。その概要は 8 区画の分譲地 2,104.13 平米と進入路ほか 489.87 平米になっています。農地区分は 3 種農地です。周囲の状況ですが、東は水路と道を挟んで宅地、西は道路（市道）と宅地、南は宅地と田、北は宅地になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域になっています。今日お渡しした資料の 15 頁に 8 区画の割付図がありますので、ご参照ください。番号 5 の説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は農地利用状況調査で何年も前から遊休農地となっている所です。周囲はほぼ宅地化されています。西側の市道から田んぼは 3 段に段差が付いています。この地形を変えないように宅地分譲される計画です。</p>
議 長	<p>担当の推進委員から何か補足等はありませんか。</p>
担当推進委員	<p>申請地の南側に田んぼが残りますが、申請地と同様に遊休農地となっています。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>皆さんから質問や意見はございませんか。この周辺は宅地化が進んでいまして、農地自体の残りが少なくなっています。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。5 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員により許可相当として取り扱います。 6 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 6 について説明します。位置図は 17 頁をお開きください。この案件は先月の総会で審議をしてもらったのですが、農業用水について地元生産組合ともう一度確認をした方が良いのではないかとということで継続審議（保留）となっていました。去る 6 月 22 日に現場において生産組合長、申請人、農業委員及び最適化推進委員にお集まりいただいて協議されました。その結果、地元からは雨水と用水は分けることの要望があり、農業用水については当初内径 24 センチメートルの暗渠でしたが、これではアズ等が詰まるので、掃除がし易い蓋付きの水路にすることで了承されました。但し、雨水の U 字溝と交差する部分の延長 50 センチメートルは暗渠となります。延長が 50 センチメートルですので、蓋を開ければ両側から掃除が可能ということです。その他の申請内容は先月の総会で説明していますので、割愛させていただきます。番号 6 の説明は以上です。</p>
議 長	<p>先日現場で協議に立ち会いました。隣は水田をされているということであり、丁度田植えの時期でしたので、今あった通り整理が出来ました。担当委員から何かございますか。</p>
担当委員	<p>下流域には水田が残っているため、先程事務局から説明があったように蓋付きのグレーチング蓋で水路を設置するという提案がなされ、それだったら良いだろうと了承いたしましたので、ご審議をお願いします。私からは以上です。</p>
議 長	<p>この辺の開発はこれからですので、生産組合や我々への相談を早目にしてもらえればと思っています。皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。6 番に賛成される方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員により許可相当として処理いたします。 次に進みたいと思います。議案第 128 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について」を議題と致します。1 番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>総会議案・説明資料は6頁をお開きください。位置図は18頁を併せてご覧ください。1番について説明いたします。ここは今年3月の総会において農振除外の申請がされ、審議をし、県へ意見書を出していました。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく〇〇番地と同じく〇〇番地でございます。登記地目・現況地目3筆共に田となっています。登記面積はそれぞれ137平米、514平米、86平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、無職の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林です。スギ110本が植えられる計画になっています。周囲の状況ですが、東と南と北は田、西は水路を挟んで畑となっています。周囲は申請人の農地であり、南側の田んぼ以外は作付けがされていないようです。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてあり条件は無しとなっています。説明は以上です。</p>
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は山の中の谷あいの田んぼです。周囲は畑や田んぼですが、耕作されていませんので、支障はないと思います。
議長	担当の最適化推進委員さんから何かございませんか。
担当推進委員	特にありません。
議長	<p>この現地確認に行きましたが、植林されても仕方なしかないと思いましたが、何か質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決したいと思います。1番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。2番の説明をお願いします。
事務局	<p>2番の説明をいたします。位置図は19頁ご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく〇〇番地〇でございます。ここも1番と同様に今年3月の総会で農振除外の申請があっており、審議をしています。この申請に当たり分筆登記されています。登記地目・現況地目2筆共に畑となっています。登記面積はそれぞれ102平米、409平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、自営業の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は道路となっています。進入路184平米と法面327平米となっています。周囲の状況ですが、東は道路、西は畑(分筆残地)南は宅地、北は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっています。本日お渡しした資料17頁に概要を示した平面図がありますので、ご参照ください。説明は以上です。</p>
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請人の方は何年か前に家を新築されています。その際に進入路を第三者の土地を借りて作られていましたが、今回返還しなければならなくなったために、自分の農地を転用して作られます。よろしくをお願いします。
議長	<p>問題ないかと思いますが、皆さんから何か質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決します。賛成される方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	賛成全員によりまして処理いたします。3番について説明をお願いします。
事務局	<p>3番の説明をいたします。位置図の20頁ご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。この申請に当たり分筆登記されています。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は229平米です。宅地である地番〇〇番〇の一部を同時利用されます。申請人は〇〇市の〇〇〇〇さん71歳、教員の方です。農</p>

	地区分は2種農地です。転用の目的は一般住宅となっています。居宅1棟152.36平米と7台分の駐車場87.50平米と進入路ほかが256.88平米になっています。周囲の状況ですが、東は道路(市道)、西は宅地、南は畑(分筆残地)、北は道路を挟んで宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっています。説明は以上ですが、本日お渡しした資料の18頁に建物と駐車場の割振図がありますので、ご参照ください。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は〇〇のバス停付近に〇〇〇〇というお菓子屋さんがありますが、そこから〇〇〇〇クリニックの方へ約500メートル入った所になります。申請人の実家は申請地の南側にあり、現在は誰も住んでおられません。周囲の状況は先程の説明のとおり東側は市道、西側は〇〇〇〇さんの宅地で、ここは畑よりも30センチメートル位高くなっています。南側は〇〇〇〇〇〇さんの家への進入路があつて、畑があります。北側は幅30センチメートルの水路があつて宅地になっています。状況は以上です。
議長	担当の最適化推進委員さんから何かございませんか。
担当委員	特にはありません。問題はないと思います。
議長	現地確認に行ったとき、現地は埋め立てされていたようですが、始末書の提出はあつていますか。
担当委員	雑種地のような感じがしました。
事務局	現地はまだ畑に戻せる状態にありますので、始末書は取っていません。
議長	そうですか。皆さんから質問・意見はございませんか。
10番委員	申請人の方は実家がありながら、何故新築されるのですか。
担当委員	6月の半ば頃に行政書士の方が来られました。その時の説明では、申請人の方は〇〇の先生をされていたので、来客が多いため駐車場は7台分を確保して、建物も2階建てにして2階はゲストルームにされるという話をされました。
議長	よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 現地は畑とは思えない状態で、戻そうと思えば戻せるということですが、始末書を取ってください。それと注意をしておいてください。実家の西側に畑がありました。ここを来客が多いからといって無断転用はしないようにと伝えてください。駐車場が必要なら手続きを踏んでくださいと申し添えてください。
事務局	始末書の提出を求めます。周囲の農地を転用しようとする際は手続きを取ってくださいとお伝えします。
議長	他にありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。3番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により処理いたします。 時間も3時を過ぎましたが、このまま最後まで進めたいと思います。トイレに行きたい方は、手を上げて行って来てください。 議案第129号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の7頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては21頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は138平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん39歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と相手方の要望となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推

	進委員で行ってもらっております。問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。1番の説明は以上です。
議 長	担当委員にお尋ねします。申請地が細長くなっているのは何故ですか。
担当委員	譲受人には百歳近くになられる祖父がおられまして、申請地の先に1反以上の田んぼをお持ちです。この田んぼには道が付いてなかったため、30年程前に親戚に相談されてここを農機具が通れるように買われています。このときには祖父の方が農業者年金を受給されていたので、自分の名前では買うことが出来なかったため、娘婿である譲渡人の〇〇さんの名前で買われています。孫が農業の後継者になられていますので、この田んぼの所有権を娘婿から孫に変えたいということです。
議 長	皆さんから質問・意見はございませんか。
10番委員	譲受人の方は農地を買う資格を充たしているのであれば、職業を兼農業と標記した方が良いと思います。
事務局	そうですね。そのように変更します。
議 長	他にはありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することに致します。 2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図は22頁と23頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と大字〇〇字〇〇番地でございます。登記地目・現況地目が〇〇は畑ですが、〇〇は田となっています。登記面積はそれぞれ2,879平米と4,467平米です。譲受人は〇〇市〇〇町大字〇〇の〇〇〇〇さん50歳、会社員の方です。譲渡人は同じく〇〇町大字〇〇の〇〇〇〇さん81歳、農業の方です。お二人は親子です。譲受及び譲渡理由は生前一括贈与となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。〇〇市の農業委員会にお聞きしましたところ、既に〇〇市内の農地は届出がされているとのことでございました。2番の説明は以上です。
議 長	皆さんから何か質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。2番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することに致します。 次に進みます。議案第130号「農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件は一括して審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第130号について説明いたします。総会議案・説明資料は8頁から16頁までとなります。この案件につきましては1議案で33件ありまして、16頁に記載されている33番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が1番から25番までの25件です。利用権設定25件のうち、新規が6件。再設定(更新)が19件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は3軒で、賃貸借権の設定は22件です。賃貸借権22件のうち、現金扱いが10件で、物納扱いが11件、両方が1件となっています。契約期間については、30年が1件、10年が3件、5年が11件、3年が9件、2年が1件となっています。使用貸借権が設定されている8番と9番は更新の案件です。25番は農業者年金の経営移譲の更新です。14頁の26番から15頁の32番はあっせんです。7件ともに今総会後に所有権移

	<p>転が売り手から公社へ所有権が移ります。26番から28番の3件は〇〇の放牧事業関係の案件になります。27番の〇〇さんは農地のほかに原野2筆もあっせんにかけています。また、小宮道区の〇〇〇〇さん所有の原野1筆もあっせんにかけています。農地中間管理機構との貸借は1件で、契約期間は9年10ヶ月となっています。設定する権利は使用貸借の設定となっていて、新規となります。なお、33番の農地も〇〇の放牧事業に貸されるのですが、貸し手の方は生前一括贈与を受けられており、売買できないため、中間管理事業を活用されます。将来的にはあっせんでの売買になるかと思えます。議案第130号の説明は以上です。</p>
議長	8番と9番は使用貸借の更新となっていますが、再考してもらおう余地はないのでしょうか。
担当 推進委員	借り手の方とそのことについての話はしていませんので、分かりません。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。
5番委員	21番、23番、24番の借り手は私の担当地区に住んでおられるようですが、知りません。どういう方なのでしょう。作物が飼料用作物となっていますが、どのような農業をされているのでしょうか。
事務局	借り手の〇〇〇〇さんは〇〇町出身で、〇〇大学農学部畜産科を卒業されています。この3月にJAを退職されました。JAでは畜産関係の仕事をされていたそうです。牛を飼いたいということで退職され、農地を借りたいという相談に事務局に来られましたので、この地区担当の農業委員さん、最適化推進委員さんに相談して荒廃している田んぼを紹介しました。
5番委員	牛を飼いたいからといって、3月でJAの経済連の飼料課を辞めた者がいると聞いていました。その人でしたか。了解しました。
議長	他にありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり) それでは採決します。議案第130号に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により議案第130号は決定することにします。 じゃあ最後になります。報告第60号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の17頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては23頁を併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目は畑です。登記面積は196平米です。申請人は所有者である〇〇区の〇〇〇〇さんです。農地区分は2種農地です。願出地の状況ですが、昭和40年代に現在の住宅を建てて、現在まで居住しておられます。申請に至った経緯ですが、当該申請地は昭和53年の国土調査の際に宅地から畑へ地目変更されているが、国土調査の前後も宅地として利用していることから、非農地証明の願出に至ったとなっています。周囲の状況ですが、東と南は宅地、西は道を挟んで宅地、北は道と水路を挟んで宅地となっています。説明は以上です。
議長	元々宅地なのに国土調査のときに間違えて申請された可能性もあるし、逆に課税面で有利になるよう畑で申請されたかもしれませんね。
事務局	国土調査の前の地目は宅地でした。
議長	ミスかもしれないということです。質問・意見はありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。賛成全員により承認することにします。 以上を持ちまして、本日提出された議案全部の審議を終わります。
	(午後3時42分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和3年 7月 2日

鹿島市農業委員会

会 長

⑩

7番委員

⑩

8番委員

⑩

事務局長

⑩